

検討テーマの論点整理

[今回の検討項目]

1. 新規参入の促進及び農地の確保と有効利用（農地問題）
 - (1) 農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和
 - (2) 農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上)<委員構成の見直し>

2. 農業支援機関（農協問題）
 - (3) 農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し
 - (4) 農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施
 - (5) 新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立に係る「農協中央会協議」条項）

1. 新規参入の促進及び農地の確保と有効利用（農地問題）

【農業】

規制改革事項	農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和
規制の概要	<p>農業生産法人（農地の権利を取得できる法人）の設立には、出資者、実施事業、業務執行役員の業務についての要件等を満たすことが必要。（農地法第2条第3項第1～3号）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"><p>関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/4以下。ただし、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工連携者等）が構成員の場合は、関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/2未満。</p><p>主たる事業（売上の50%以上）を農業と関連事業に限定。</p><p>農業又は関連事業に常時従事（150日以上/年）役員が過半数、かつ更にその過半数は60日以上/年の農作業従事が必要。</p></div>
賛成の意見	現行法下では、農業者以外の出資上限を最大2分の1未満に限定するなどの入口規制により、意欲のある者・企業（ベンチャー含む）の農業参入が阻害されている。担い手不足が深刻化する中、新たな担い手となり得る新規参入者に対する参入障壁を低めるため、適切に農業を行なうことを前提に、農業生産法人の要件（資本、事業、役員）を緩和すべきである。
慎重な意見	利潤を追求する株式会社の参入により農地の転用が進むのではないか。

【農業】


<p>規制改革事項</p>	<p>農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上）</p>
<p>規制の概要</p>	<p>農業委員会は原則として市町村に必置とされており（農業委員会等に関する法律第3条第1項）、選挙による委員及び選任による委員で構成される。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 選挙委員：40人を超えない範囲で条例で定める（同法第7条）。ただし、選任委員より多い人数が必要（同法施行令第2条の2）。 選任委員：農協、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各1人（同法第12条1号）。 ・市町村議会が推薦した学識経験者4人以内（4人以下の定数とするには条例制定が必要）（同法第12条2号）。 </p>
<p>賛成の意見</p>	<p>現行法の委員構成では、地元農業者及び農業関係者（農協、土地改良区代表等）が委員の大多数を占めることとなり、転用利益確保のための農地転用の許可や農地利用関係の調整において恣意的な運用が散見されるとの指摘がある。農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行なう組織となるよう、農業委員会の委員構成を見直すべきである。</p>
<p>慎重な意見</p>	

2. 農業支援機関（農協問題）

【農業】

規制改革事項	農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し
規制の概要	<p>独占禁止法では、共同経済行為等（共同生産・共同販売等）によって競争を制限することは原則として禁止されている。しかし、小規模事業者等が協同組合を組織して、市場における有効な競争単位・取引単位として競争することを期待して、一定の要件を満たした組合（農業協同組合も該当しうる）は同法の適用除外となっている。＜独占禁止法第22条＞</p> <p>なお、これらの組合であっても、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引上げることとなる場合」は独占禁止法が適用される。公正取引委員会は、農業協同組合について、組合員に対して農業協同組合の事業の利用（いわゆる系統利用）を強制するといった問題行為がみられたことを踏まえ、農業協同組合における独占禁止法の理解の浸透と法令順守体制の強化に資するべく、平成19年に「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定・公表している。</p>
賛成の意見	農業協同組合は経済事業・信用事業等多岐にわたる事業を地域独占的に行っているため、公正な競争が阻害され、産業の健全な発展が阻害されているおそれがある。農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外により、産業の健全な発展が阻害されるおそれがないか検証し、必要な見直しを行うべきである。
慎重な意見	

【農業】

規制改革事項	農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施												
規制の概要	<p>農協は販売、共済事業に加え、信用事業（貯金、貸付、証券業の取扱い）の実施が認められている。農協は今や多くの都道府県で地方銀行・信用金庫に次ぐ貯金シェアを確保する巨大金融機関となっている。</p> <p>しかし、農協法に基づき、全国農業協同組合中央会（全中）下の資格である農協監査士が指導と監査を一体的に行っているなど、他の銀行・信用金庫・信用組合のような検査・監査は実施されていない。</p> <table border="1" data-bbox="454 667 1348 846"> <tr> <td></td> <td>単位農協</td> <td>信用農業協同組合連合会(県信連)</td> <td>農林中央金庫</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>都道府県</td> <td>地方農政局 財務支局</td> <td>農林水産省 金融庁</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>農協監査士 (全中による資格試験)</td> <td>農協監査士 (全中による資格試験)</td> <td>公認会計士</td> </tr> </table> <p> : 他金融機関と大きく異なるもの</p> <p>信用組合の検査・監督権限は、H12.4.1より都道府県から金融庁に移管</p>		単位農協	信用農業協同組合連合会(県信連)	農林中央金庫	検査	都道府県	地方農政局 財務支局	農林水産省 金融庁	監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士
	単位農協	信用農業協同組合連合会(県信連)	農林中央金庫										
検査	都道府県	地方農政局 財務支局	農林水産省 金融庁										
監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士										
賛成の意見	<p>現在の農協だけに認められた内部監査システムでは、不祥事が相次いで起こるなど、信用事業の適正な実施が確保されていない。他金融機関とのイコールフットイングを図る観点からも、農協経営と利害関係のない金融庁及び公認会計士による、他金融機関同様の検査・監査を実施すべきである。</p>												
慎重な意見	<p>農協監査士による指導と監査が一体となっているからこそ、必要な改善が確実に行われるのではないか。</p>												

【農業】

規制改革事項	新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立に係る「農協中央会協議」条項）
規制の概要	既存の農協と地域を重複する別の農協（既存農協が他農協と地域を重複して拡大する場合を含む）を設立する際には、地区重複により既存農協の振興に支障がないことが要件とされているところ、農協の認可を行う行政庁は、関係市町村及び関係農業協同組合中央会に協議せねばならない（農協法第60条第1項第3号・第4号、第2項）。
賛成の意見	上述の規定により、現在は事実上新規農協の設立は困難である。農協間競争が促進され、各農協の経営努力の促進及び農業者の選択肢の増加が図られるよう、農協中央会との協議を義務付ける条項を削除し、容易に新規設立が可能となるようにすべきである。
慎重な意見	